

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和4年3月30日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項「管理者の」を「公営企業管理者（第7条を除き、以下「管理者」という。）の」に改める。

第9条を次のように改める。

（金額及び数量等の訂正）

第9条 証拠書類の首標金額は、訂正してはならない。

2 証拠書類の首標金額以外の金額、数量及び単価の加除修正については、管理者が別に定めるところによる。

第10条第2項を削る。

第47条に次の1項を加える。

2 主管課長は、債権者が代理人をして請求をさせる場合は、請求書に委任状の添付を求めなければならない。この場合においては、債権者の代理関係について調査しなければならない。

第48条第2項中「、債主印」を削る。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

様式第15号中「請求書に押印した印鑑と」を削る。

様式第21号中

「住所  
氏名                      ④ 」を「住所  
氏名」に改める。

様式第27号中「④」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。